

1 児童通所支援事業とは

児童福祉法によるサービスです。

【対象】

原則 18 歳未満（通学中の場合、必要に応じ 20 歳まで延長可）。

かつ、身体障害または知的障害、精神障害（発達障害含む）がある手帳を所持する児童。

または、医師等の意見書によりサービスの必要性が認められた児童。

【サービスの種類】

○未就学児

サービス名	申請要件	内容
児童発達支援	手帳所持 意見書提出	心身の障害や発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う
医療型 児童発達支援	肢体不自由	肢体不自由児に対し、児童発達支援及び治療を行う
居宅訪問型 児童発達支援	手帳所持 意見書提出	重度の障害等により、外出が困難な障害児に、居宅を訪問し、発達支援を行う

○就学児（概ね小学 1 年生から高校 3 年生）

サービス名	申請要件	内容
放課後等 デイサービス	手帳所持 医師意見書提出	学校通学中の障害児等に対し、放課後や長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を図る

○未就学児 + 就学児

サービス名	申請要件	内容
保育所等訪問	原則 18 歳以下の者	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う

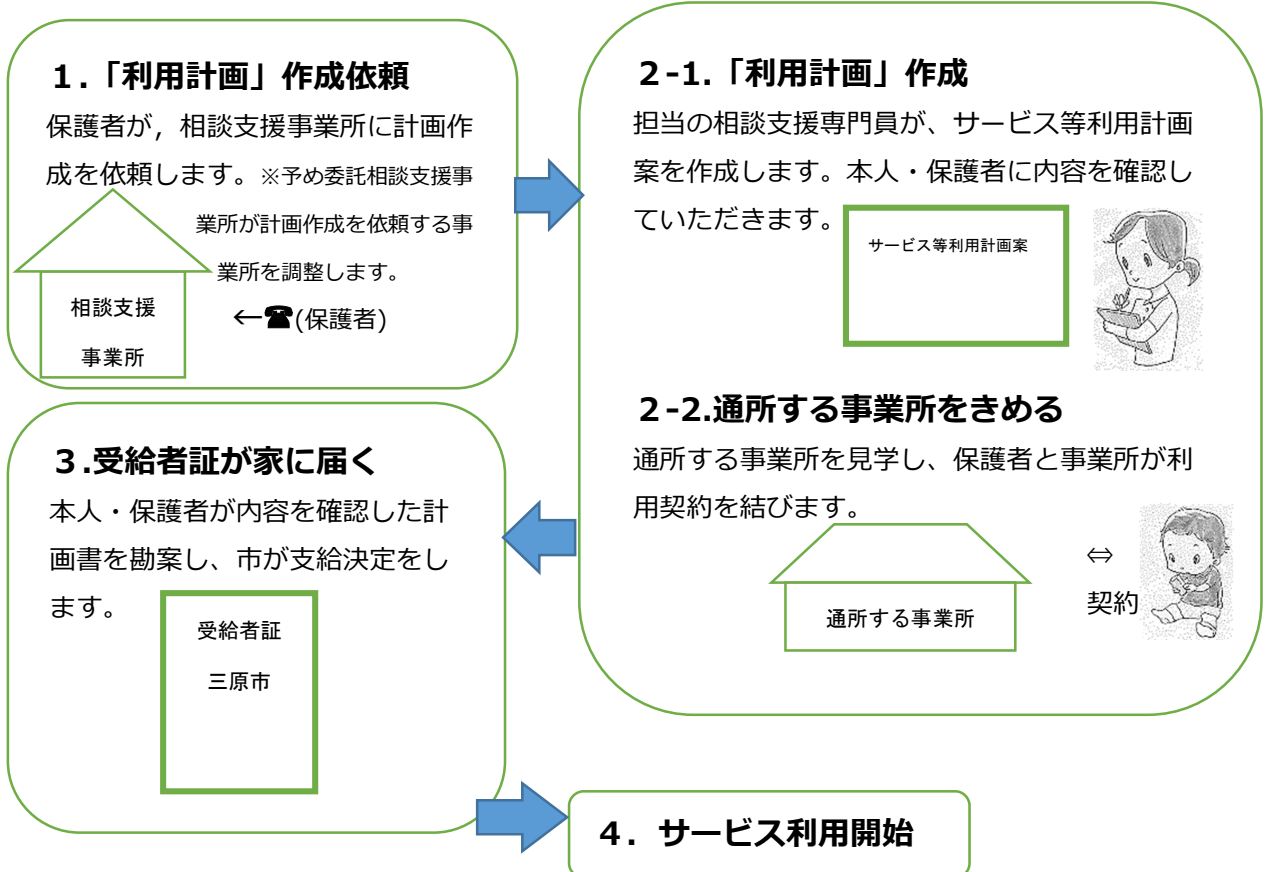
2 各種申請手続きについて

(1) 新規申請

申請場所：市役所障害者福祉課障害者福祉係または各支所の窓口

	児童発達支援	放課後等デイサービス
持ちこたえて来るもの	個人番号通知カード（保護者・対象児） 申請書（窓口で記入します） 医師等意見書 または 障害者手帳 在籍証明書（様式自由） ※国立・私立幼稚園に在籍する3歳未満児 または 市外保育所等に在籍している場合	個人番号通知カード（保護者・対象児） 申請書（窓口で記入します） 医師意見書 または 障害者手帳 学校の個別教育支援計画（様式自由）

●申請後 から サービス利用 まで



(2) 更新申請

1年ごとに更新手続き（原則、利用児童の誕生月末）が必要です。

サービス利用有効期間満了の1～2か月前に案内を送付しますので、申請してください。

必要書類については、その都度通知文書をご確認ください。

(3) 変更申請

つぎの場合、申請が必要です。

こんなとき	持って来るもの
支給量や相談支援事業所を変更する場合	受給者証
幼稚園 または 保育所 に入退所した場合 但し、年少未満児に限る	受給者証 在園証明（様式自由） ※国立・私立幼稚園 または 市外保育所
氏名・住所が変わった場合	受給者証 注）市外に転居した場合は、サービス受給資格を喪失します。受給者証を返還してください。
世帯構成員が変わった場合	受給者証

3 サービス利用の負担額について

(1) サービス利用負担額と上限額

サービス利用時の負担額は、1割の定率負担となります。

ただし、利用者負担額には上限があり、市町村民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯のうち 所得割28万円未満 ^(注)	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯のうち 所得割28万円以上	37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

※満3歳になって初めての4月1日からの3年間については、児童発達支援(医療型含む)の利用料が無償化されます。

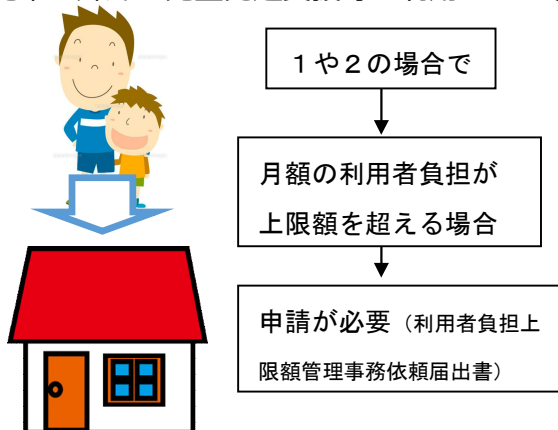
(2) 利用者負担額の上限管理について

兄弟姉妹が児童通所支援事業を利用している場合や、一人で複数の事業所を利用する場合は、利用者負担額を合算して月額負担上限額を超えないように管理する必要があります。

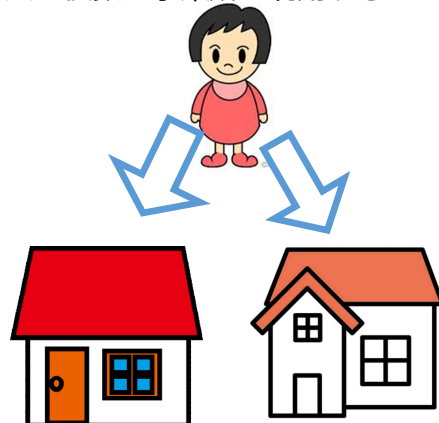
利用者負担額が月額上限負担額を超える場合は、利用者負担上限額管理事務依頼届出書の提出が必要となりますので、申し出てください。

(例)

①兄弟・姉妹が児童発達支援等を利用



②一人が複数の事業所を利用する



4 高額障害児通所支援給付費等について

世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、「高額障害児通所給付費」等が支給される制度があります。（償還払い方式）

- (例) ・本人が障害児通所支援事業と障害福祉サービスを併用している
・同じ世帯のなかで障害福祉サービスや介護保険サービスを利用している方がいる

(1) 合算の対象となるサービス利用負担額

法律	サービス例
児童福祉法	児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所支援など
障害者総合支援法	居宅介護、短期入所、就労継続支援など（移動支援・日中一時支援は含みません）
	補装具費
介護保険法	訪問介護、訪問介護、通所リハビリ、福祉用具貸与など 但し、障害者自立支援法に基づくサービスとの併用の場合のみ

(2) 手続き方法

必要書類等を持参のうえ、三原市障害者福祉課に申請してください。

ア サービス等の領収書および利用明細書

イ 受給者証

ウ 受給者の預貯金通帳

エ 必要に応じ、補装具支給決定通知書や高額介護サービス費支給決定通知書

(3) 基準額

受給者証に記載されている月額上限額



5 多子軽減制度

第一子が児童発達支援または幼稚園や保育所（園）などに通所している場合、第二子以降の児童が児童発達支援を利用する際の利用料が軽減される制度です。

本来は一律で1割（10%）が自己負担ですが、この制度により第二子は**5%に減額**、第三子以降は無料になります。

また、児童発達支援を利用している児童の属する**世帯の市町村民税 所得割額の合算が77,101円未満の場合は**、第一子等が18歳未満であれば、第一子等が就学していても、この制度に該当します。

※非課税の世帯及び生活保護受給世帯は対象外です。

第一子が未就学児で対象になる場合	第一子等が就学児でも対象になる場合
<p>児童発達支援を利用しているAちゃん。 Aちゃんには、幼稚園に行っているBお姉ちゃんと、同じ児童発達支援を利用しているC弟くんがいます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>この場合、Bお姉ちゃんが第一子、Aちゃんは第二子にあたります。よって、児童発達支援に係る利用料が5%に減額になります。また、Cくんは第三子にあたり、児童発達支援に係る利用料は無料になります。</p>	<p>児童発達支援を利用しているAくん。 Aくんには、中学校に行っているBお兄ちゃんと、生まれたばかりのC妹ちゃんがいます。 Aくんの世帯は、市町村民税 所得割額の合算が、77,101円未満です。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>この場合Aくんは、第二子にあたります。よって、児童発達支援に係る利用料は5%に減額になります。</p> <p>※以前の制度だとBお兄ちゃんは含まれず、Aくんが第一子と見なされ、多子軽減は非該当でした。</p>



6 障害児通所給付費自己負担額助成制度について

三原市では、障害児通所給付費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、障害児通所給付費自己負担額の全額または半額の助成を行います。

(1) 事業の内容

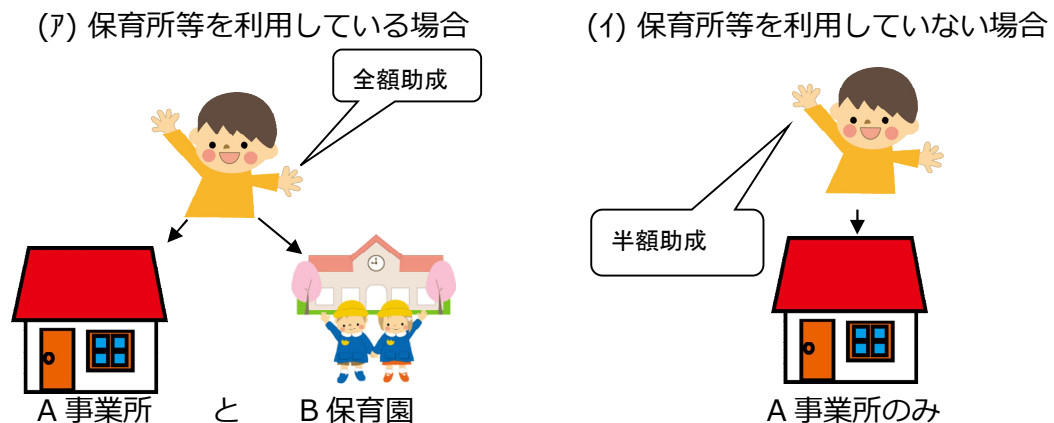
ア 未就学児

(ア) 保育所等（(3)参照）を利用している場合

⇒自己負担額を全額助成（1円未満の端数切捨て）

(イ) 保育所等を利用していない場合

⇒自己負担額を半額助成（1円未満の端数切捨て）



イ 就学児

2人以上の子どもがいる世帯の就学児に相当する年齢以降の放課後等デイサービス等の自己負担額を全額助成（1円未満の端数切捨て）

※子どものうち、サービス利用者が1人でも対象となります。

※本来受けるべき軽減措置（多子軽減、月額負担上限額の軽減、高額障害児通所支援給付費）を受けた後の金額に対し、助成します。

※利用日数は問いません。

(2) 対象となる人

三原市から障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給決定を受けている保護者。

※所得制限はありません。

(3) 未就学児の全額助成の対象となる「保育所等」とは

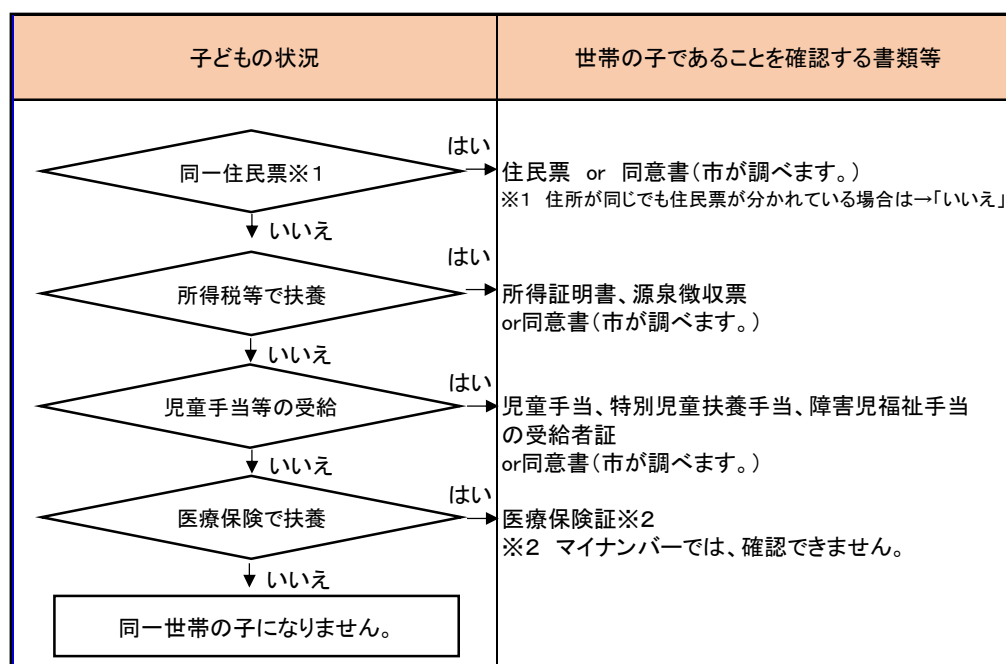
- ア 児童福祉法に規定する保育所、児童心理治療施設
- イ 学校教育法に規定する幼稚園
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園

※保育所等の公立・私立、市外・市内は問いません。

※認可外の託児所等は対象となりません。

※一時保育、地域活動事業などによる保育所等の利用は対象となりません。

(4) 「世帯内の子ども」の確認方法



(5) 助成方法

2種類の助成方法があります。

ア 償還払い【利用者（保護者）が助成金を受け取ります。】

各年度の3月までに市に請求します。市は利用者（保護者）の口座に助成金を支払います。

なお、既に支払った自己負担額二対する助成は、次項の「代理受領」ではできませんので、この手続きが必要です。

イ 代理受領【事業者が助成金を受け取ります。】

利用者（保護者）は、助成額を差し引いた自己負担額を事業者へ払います。この手続きでは市への請求手続きは不要です。

サービスの利用申請時や前項「償還払い」の申請時に代理受領の申請ができます。

(6) 申請

次の書類を市障害者福祉課へ提出してください。

		償還払い	代理受領	
必要な書類	ア	三原市障害児通所給付費等自己負担額助成金交付申請書・請求書（自筆であれば印鑑不要）	○	
	イ	三原市障害児通所給付費等自己負担額助成金に係る世帯状況報告書	○	○
	ウ	世帯員の居住の状況を証明する書類（住民票等）	△	△
	エ	同一住民票でない子の扶養状況を証明する書類 ・児童手当、特別児童扶養手当障害児福祉手当の証書 ・医療保険証 等	△	△
	オ	保育所等の利用状況が確認できる書類	△	△
	カ	障害児通所支援費等の内訳が確認できる書類（請求明細書等）	△	△
	キ	自己負担額の支払い状況が確認できる書類（領収書等）	○	
	ク	同意書		○
	ケ	振込先口座の分かる通帳等	○	
(2)手続きの時期		各年度 3月まで	サービスの利用申請時	

※ 世帯状況に変更があった場合や保育所等を入退所した場合は、速やかに「三原市障害児通所給付費等自己負担額助成金に係る世帯状況報告書」の提出してください。

(7) 注意事項

申請書を提出せず、助成を受けた後に保育所等を既に退所していることが判明した場合は、さかのぼって助成額を返還していただくことになります。

7 通所事業所一覧

【児童通所支援事業所】 児⇒児童発達支援 放⇒放課後等デイサービス 保⇒保育所等訪問 (R8.5 現在)

事業所名	児	放	保	電話番号	所在地
こども発達支援センター のぞみ	○	○	○	(0848)29-7800	三原市西野三丁目 8 番 18 号
児童発達支援事業所 くるみ	○	○	-	080-4551-3892	三原市大和町大草 9061 番地
児童発達支援事業所 のぶき	○	○	-	080-4558-1845	三原市本郷町南方 1134 番地 1
放課後等デイサービス かえで	○	○	○	080-8243-0866	三原市宮浦四丁目 10 番 10 号
たけまる	-	○	-	(0848)61-5538	三原市円一町三丁目 10 番 3 号
まあぶる三原校	-	○	-	(0848)64-6227	三原市宮浦三丁目 14 番 13 号
めいぶる三原校	-	○	-	070-5303-6227	三原市沼田東町釜山 1531-5
ここふる三原校	-	○	-	070-5303-6227	三原市宮浦 3 丁目 1 番 1 4 号
かぶこキッズ支援 スクール		○	-	(0848)85-0760	三原市本郷南五丁目 1 4 番 7 号
かぶこキッズ支援 スクール三原	-	○	-	090-3207-0760	三原市宗郷 1 丁目 4 番 3 2 号
かぶこ宮浦デジタル ラーニングセンター	-	○	-	090-3345-0760	三原市宮浦 3 丁目 1 6 番 2 4 号
こどもデイサービス はるの木	○	○	-	(0848)38-1174	三原市新倉一丁目 1 番 5 号
こどもデイサービス こもれ陽	○	○	-	(0848)38-1611	三原市明神二丁目 13 番 20 号
こどもデイサービス 陽だまり	○	○	○	070-1872-0851	三原市沼田東町七宝 2 5 7 番地 5
障害児通所支援 Yu~ki 三原	○	○	-	090-9830-5041	三原市本郷南 1 丁目 2 0 番 1 3 号
児童発達支援事業所 まりん	○	-	-	(0848)38-2565	三原市港町三丁目 6 番 2 9 号

通所事業所の変更等は、担当の相談支援事業所におたずねください。